

宮崎県国土利用計画審議会の開催方法見直しについて

令和6年3月
宮 崎 県

宮崎県国土利用計画審議会の開催方法の見直しについて

1 見直し案

(1) 現在の開催方法

- ・ 審議事項がある場合、対面（又はオンラインとの併用）により開催

※令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により特例的に書面により開催



(2) 令和6年度以降の開催方法（書面による開催方法の追加）

- ・ (1)を原則とするが、審議事項が「土地利用基本計画図の変更に関する事項のみで、かつ、案件が5件以下」の場合、事前に会長と事務局で協議を実施し、会長が了承した時は、書面により開催する。

※ 書面開催において、各委員から頂いた意見は、関係部局へ情報共有するとともに、今後の土地政策の参考とします。

2 見直し理由

(1) 国の考え方

「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」（令和5年9月）において、「事務効率化の観点から、土地利用基本計画の総合調整機能に支障を来さない範囲内で、一定の事項に関しては、書面による議決やオンラインによる議決、第38条審議会の長による専決とすることも可能である」との考えが示されている。

(2) 他県の状況

審議会運営の効率化の観点から、書面開催による審議を導入しているのは、以下の10県である。いずれの県も、導入前に審議会の了承を得た上で、運営規程等に書面審議に関する規定を設け、審議会の弾力的運営を図っている。

[書面による審議を導入している県]

茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県、鹿児島県

(3) 本県の状況

令和2年度、3年度に書面開催による審議